

新旧対照条文

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号) (抄)

改正案	現行
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 産婦人科専門医(公益社団法人日本産科婦人科学会が認定認定したものを用いる。以下同じ。)であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>二 凍結保存同種組織を用いた外科治療</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 産婦人科専門医(社団法人日本産科婦人科学会(昭和五十二年一月七日に社団法人日本産科婦人科学会という名称で設立された法人を用いる。)が認定したものを用いる。以下同じ。)であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>二 膝腎帯再建手術における画像支援ナビゲーション(略)</p> <p>三 凍結保存同種組織を用いた外科治療</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p>

① (略)

② 外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、心臓血管外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は泌尿器科専門医（一般社団法人日本泌尿器科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③ (略)

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) (略)

①～⑩ (略)

⑪ 日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること又は当該バンクを有する保険医療機関から提供された組織を用いて当該療養を実施していること。

⑫ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

⑬ 地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）から起算して一年が経過するまでの間又は

① (略)

② 外科専門医（社団法人日本外科学会（昭和四十一年三月十八日に社団法人日本外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、心臓血管外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は泌尿器科専門医（社団法人日本泌尿器科学会（平成三年八月一日に社団法人日本泌尿器科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③ (略)

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) (略)

①～⑩ (略)

⑪ 日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。

⑫ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬ 地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）から起算して六月が経過するまでの間は、

届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑭ 日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していない場合は、当該バンクを有する保険医療機関と連携する体制が整備されていること。

(削除)

三| 悪性高熱症診断法（スキンドファイバー法）

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 麻酔科専門医（公益社団法人日本麻酔科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

四| 先天性血液凝固異常症の遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医（公益社団法人日本小児

一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

四| 造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物P糖蛋白（たんぱく）の測定  
(略)

五| 悪性高熱症診断法（スキンドファイバー法）

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 麻酔科専門医（社団法人日本麻酔科学会（平成十三年六月二十日に社団法人日本麻酔科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

六| 先天性血液凝固異常症の遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 血液専門医、小児科専門医（社団法人日本小児科学会（昭和四年三月十六日に社団法人日本小児科学会という名称で設

科学会が認定したものをいう。以下同じ。)又は臨床遺伝専門医(一般社団法人日本人類遺伝学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。

③・④ (略)

(2) (略)

五| 三次元形状解析による体表の形態的診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 形成外科専門医(一般社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。以下同じ。)、脳神経外科専門医(一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。)

(小児外科専門医、眼科専門医(公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。)、耳鼻咽喉科専門医(一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ。))又は口腔外科専門医(公益社団法人日本口腔外

科学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。

立された法人をいう。)が認定したものをいう。以下同じ。)  
(又は臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会が認定したものをいう。以下同じ。))であること。

③・④ (略)

(2) (略)

七| 三次元形状解析による体表の形態的診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 形成外科専門医(社団法人日本形成外科学会(昭和六十一年八月一日に社団法人日本形成外科学会という名称で設立された法人をいう。)が認定したものをいう。以下同じ。)、脳神経外科専門医(社団法人日本脳神経外科学会(平成十五年十二月四日に社団法人日本脳神経外科学会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。))が認定したものをいう。以下同じ。)、小児外科専門医、眼科専門医(財団法人日本

眼科学会(昭和三年四月二十六日に財団法人日本眼科学会という名称で設立された法人をいう。)が認定したものをいう。以下同じ。)、耳鼻咽喉科専門医(社団法人日本耳鼻咽喉

科学会(昭和二十八年四月一日に社団法人日本耳鼻咽喉科学会という名称で設立された法人をいう。)が認定したものを

いう。以下同じ。))又は口腔外科専門医(社団法人日本口腔

外科学会(平成三年十月二十五日に社団法人日本口腔外科学

会という名称で設立された法人をいう。)が認定したものを

③・④ (略)

(2) (略)

六| 陽子線治療

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 放射線科専門医 (公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものを用いる。以下同じ。) であること。

③・④ (略)

(2) (略)

七| 成長障害の遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 内分泌代謝科専門医 (一般社団法人日本内分泌学会が認定したものを用いる。以下同じ。)、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

八| 経頸静脈肝内門脈大循環短絡術

③・④ (略)

(2) (略)

八| 陽子線治療

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 放射線科専門医 (社団法人日本医学放射線学会 (昭和二十五年三月六日に社団法人日本医学放射線学会という名称で設立された法人を用いる。以下同じ。)) が認定したものを用いる。以下同じ。)

③・④ (略)

(2) (略)

九| 成長障害の遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 内分泌代謝科専門医 (社団法人日本内分泌学会 (昭和五十九年十二月十一日に社団法人日本内分泌学会という名称で設立された法人を用いる。)) が認定したものを用いる。以下同じ。)

( )、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十| 経頸静脈肝内門脈大循環短絡術

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

② 肝臓専門医（一般社団法人日本肝臓学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

九| 骨髄細胞移植による血管新生療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（いずれも従来の治療法に抵抗性を有するものであって、フォンタン分類Ⅲ度又はⅣ度のものに限る。）

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 循環器専門医（一般社団法人日本循環器学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は心臓血管外科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

(削除)

十| 神経変性疾患の遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

② 肝臓専門医（社団法人日本肝臓学会（昭和六十一年八月一日に社団法人日本肝臓学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十一| 骨髄細胞移植による血管新生療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（いずれも従来の治療法に抵抗性を有するものであって、フォンタン分類Ⅲ度又はⅣ度のものに限る。）

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 循環器専門医（社団法人日本循環器学会（昭和五十六年四月十七日に社団法人日本循環器学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）又は心臓血管外科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十二| ミトコンドリア病の遺伝子診断

(略)

十三| 神経変性疾患の遺伝子診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症周期性四肢麻痺又はマックリード症候群

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 神経内科専門医（一般社団法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

(削除)

十一

十二 硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症又は腰下肢痛（腰椎手術を実施した後のものであって、保存治療に抵抗性を有するものに限る。）

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 麻酔科専門医又は整形外科専門医（公益社団法人日本整形外科学会が認めたものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症周期性四肢麻痺又はマックリード症候群

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十四 難治性眼疾患に対する羊膜移植術

(略)

十五

十六 硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症又は腰下肢痛（腰椎手術を実施した後のものであって、保存治療に抵抗性を有するものに限る。）

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 麻酔科専門医又は整形外科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十三 重症BCG副反応症例における遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 感染症専門医（一般社団法人日本感染症学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十四 自家液体室素処理骨移植

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

①・② (略)

③ 病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）が設置され、専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）が配置されていること。

十五 マントル細胞リンパ腫の遺伝子検査

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

マントル細胞リンパ腫

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

十七 重症BCG副反応症例における遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 感染症専門医（社団法人日本感染症学会（昭和二十九年八月二十七日に社団法人日本伝染病学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十八 自家液体室素処理骨移植

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

①・② (略)

③ 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

十九 マントル細胞リンパ腫の遺伝子検査

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

マントル細胞リンパ腫

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)



十六

(削除)

十七 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 神経内科専門医、精神科専門医（公益社団法人日本精神神経学会が認定したものをいう。）又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十八

十九

二十 末梢血幹細胞による血管再生治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（重篤な虚血性心疾患又は脳血管障害を有するものを除く。）

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

二十一 末梢血単核球移植による血管再生治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（従来の内科的治療及

二十

二十一 Q熱診断における血清抗体価測定及び病原体遺伝子検査

(略)

二十二 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 神経内科専門医、精神科専門医（社団法人日本精神神経学会（昭和二十一年七月十日に社団法人日本精神神経学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

二十三

二十四

二十五 末梢血幹細胞による血管再生治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（重篤な虚血性心疾患又は脳血管障害を有するものを除く。）

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

二十六 末梢血単核球移植による血管再生治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（従来の内科的治療及

び外科的治療が無効であるものに限り、三年以内に悪性新生物の既往歴を有する者又は未治療の糖尿病性網膜症である者に係るものを除く。）

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

二十二 CYP2C19 遺伝子多型検査に基づくテトラメイドのヘリコバクター・ピロリ除菌療法

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 消化器病専門医（一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

二十三

(削除)

二十四

二十五

(削除)

び外科的治療が無効であるものに限り、三年以内に悪性新生物の既往歴を有する者又は未治療の糖尿病性網膜症である者に係るものを除く。）

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

二十七 CYP2C19 遺伝子多型検査に基づくテトラメイドのヘリコバクター・ピロリ除菌療法

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 消化器病専門医（財団法人日本消化器病学会（昭和二十九年七月十六日に財団法人日本消化器病学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

二十八

二十九 X線CT画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除術

(略)

三十

三十一

三十二 セメント固定人工股関節再置換術におけるコンピュータ支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術

二十六 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。）又は乳腺専門医（一般社団法人日本乳癌学会が認定したものをいう。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

二十七

二十八

二十九 EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

(略)

三十三 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医（社団法人日本呼吸器学会（平成十四年八月二十二日に社団法人日本呼吸器学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（有限責任中間法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。）又は乳腺専門医（有限責任中間法人日本乳癌学会が認定したものをいう。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

三十四

三十五

三十六 EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

三十

三十一

三十二

(削除)

三十三

三十四 RET遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 総合内科専門医、内分泌代謝科専門医、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

三十五

(削除)

② 総合内科専門医（社団法人日本内科学会（大正十四年十月十四日に社団法人日本内科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

三十七

三十八

三十九

四十 腹腔鏡下子宮体がん根治手術

(略)

四十一

四十二 RET遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 総合内科専門医、内分泌代謝科専門医、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

四十三

四十四 光トポグラフィ検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助

(略)

(削除)

(削除)

三十六

三十七

三十八

(削除)

(削除)

三十九

四十

四十一

有床義歯補綴治療における総合的咬合・咀嚼機能検査

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 補綴歯科専門医（公益社団法人日本補綴歯科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

四十二

四十三

四十四

四十五 内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術  
(略)

四十六 歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴  
(略)

四十七

四十八

四十九

五十 胸腔鏡下動脈管開存症手術  
(略)

五十一 腹腔鏡下スリーブ状胃切除術  
(略)

五十二

五十三

五十四

有床義歯補綴治療における総合的咬合・咀嚼機能検査

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① (略)

② 補綴歯科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

五十五

五十六

五十七

四十五

四十六

自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療

イ (略)

ロ (略)

(削除)

四十八

硬膜外自家血注入療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脳脊髄液漏出症（起立性頭痛を有する患者に係るものであって、脳脊髄液漏出症の画像診断基準（公益社団法人日本整形外科学会、一般社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本頭痛学会、一般社団法人日本脳神経外傷学会、一般社団法人日本脊髄外科学会、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会及び日本脊髄傷害医学会が認めたものをいう。）に基づき  
確実であると診断されたものをいう。）

ロ (略)

五十

MEN1 遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① 内分泌代謝科専門医、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

②・③ (略)

(2) (略)

五十八

五十九

自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療

イ (略)

ロ (略)

六十一 削除

六十二

硬膜外自家血注入療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脳脊髄液漏出症（起立性頭痛を有する患者に係るものであって、脳脊髄液漏出症の画像診断基準（社団法人日本整形外科学会、社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本頭痛学会、一般社団法人日本脳神経外傷学会、一般社団法人日本脊髄外科学会、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会及び日本脊髄傷害医学会が認めたものをいう。）に基づき  
確実であると診断されたものをいう。）

ロ (略)

六十四

MEN1 遺伝子診断

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

① 内分泌代謝科専門医、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

②・③ (略)

(2) (略)

五十二

五十三 ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

イ（略）  
ロ（略）

(1)（略）  
(2)（略）

①～③（略）

④ 臨床検査技師が配置されていること。

⑤～⑩（略）

五十四 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

イ（略）  
ロ（略）

(1)（略）  
(2)（略）

①～③（略）

④ 臨床検査技師が配置されていること。

⑤～⑩（略）

五十五

五十六

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療（削除）

六十六

六十七 ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

イ（略）  
ロ（略）

(1)（略）  
(2)（略）

①～③（略）

④ 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤～⑩（略）

六十八 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

イ（略）  
ロ（略）

(1)（略）  
(2)（略）

①～③（略）

④ 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤～⑩（略）

六十九

七十

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療（削除）

- (削除)
- 一 化学療法に伴うカフェイン併用療法 悪性骨腫瘍又は悪性軟部腫瘍
- 二 胎児尿路・羊水腔シヤント術 胎児閉塞性尿路疾患
- 三 (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)
- (削除)
- 四 ラジオ波焼灼システムを用いた腹腔鏡補助下肝切除術 原発性若しくは転移性肝がん又は肝良性腫瘍
- (削除)
- (削除)
- 五 (削除)
- 六 (削除)
- 七 (削除)
- 八 (削除)
- 九 (削除)
- 十 十二種類の腫瘍抗原ペプチドによるテラーメイドのがんワクチン療法 ホルモン不応性再燃前立腺がん(ドセタキセルの投与が困難な者であつて、HLA-A24が陽性であるものに係るものに限る)。
- 十一 (削除)

- 二 削除
- 三 化学療法に伴うカフェイン併用療法 悪性骨腫瘍又は悪性軟部腫瘍
- 四 胎児尿路・羊水腔シヤント術 胎児閉塞性尿路疾患
- 五 (削除)
- 六 削除
- 七 削除
- 八 削除
- 九 削除
- 十から十二まで 削除
- 十三 削除
- 十四 削除
- 十五 ラジオ波焼灼システムを用いた腹腔鏡補助下肝切除術 原発性若しくは転移性肝がん又は肝良性腫瘍
- 十六 削除
- 十七 削除
- 十八 (削除)
- 十九 (削除)
- 二十 (削除)
- 二十一 (削除)
- 二十二 (削除)
- 二十三 十二種類の腫瘍抗原ペプチドによるテラーメイドのがんワクチン療法 ホルモン不応性再燃前立腺がん(ドセタキセルの投与が困難な者であつて、HLA-A24が陽性であるものに係るものに限る)。
- 二十四 (削除)



三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	(削除)
														血液透析併用バルーン塞栓動脈内抗がん剤投与及び放射線治療 の併用療法 局所浸潤性膀胱がん（尿路上皮がんを組織型とするも のであって、従来の治療法による治療が困難なものに限る。）							(削除)

四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	四十三	四十二	四十一	四十	三十九	三十八	三十七	三十六	三十五	三十四	三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	(削除)
														血液透析併用バルーン塞栓動脈内抗がん剤投与及び放射線治 療の併用療法 局所浸潤性膀胱がん（尿路上皮がんを組織型とする ものであって、従来の治療法による治療が困難なものに限る。）			削除	削除					(削除)	

四十 | 三十九 | 三十八 | 三十七 | 三十六 | 三十五 | 三十四 | 三十三 |

五十六 | 五十五 | 五十四 | 五十三 | 五十二 | 五十一 | 五十 | 四十九 |